

## 第10回 精神障害者の地域生活支援の在り方に関する検討会 検討事項

精神障害者の地域生活支援において、施設サービス、居宅サービス、ケアマネジメント、人材育成等に関し、より精神障害者の実態を反映したサービスの提供が行われるよう、国、都道府県、市町村の役割を整理し、明確化する。また、各種システムが円滑かつ効果的・効率的に機能するためのサービス評価の在り方について検討する。

## 1 国・都道府県・市町村の役割

- 国は、地域生活支援を軸に、既存の医療対策、社会復帰対策、地域福祉対策の再編を進めていくべきである。
  - ・ 国としては、国民に対し、明確なビジョンや精神障害者の保健医療福祉に関する基本的な計画を示し、当事者・家族に勇気を与えることが必要ではないか。
  - ・ 国の役割としては、地域の状況も踏まえつつ各地で行われているモデル的な取組を「点」から「線」に、さらに全国的な「面」とするような仕組みを構築することではないか。
- 都道府県は、地域の実態を十分に分析した上で、良質かつ効率的な医療の提供、退院促進方策、救急、通院等の地域医療などを含め、地域支援体制の整備を計画的に押し進める体制を整備する必要がある。
  - ・ 都道府県が地域医療計画、地域障害者計画等の各種計画を策定するに際し、それぞれの計画が相互に連携することを可能とするような仕組みが必要ではないか。
- 市町村は、ライフステージに応じた住・生活・活動等の支援体系を考えていく上で、身体障害者や知的障害者と同様、地域に最も身近な存在としての役割を果たしていくべきである。
  - ・ 精神保健福祉に関し、現在、ノウハウが乏しい市町村では、国や都道府県のバックアップにより、知識の蓄積やアウトソーシングの推進などの環境を整えていくことが重要ではないか。
  - ・ 市町村においては、市町村が策定する障害者計画の中に精神保健福祉施策を明示するとともに、実態を把握した上で、目標を立てて計画的に進めていくことが必要ではないか。
  - ・ 精神障害者保健福祉施策を地方自治体に任せても、地方交付税も含めた現在の財政状況では十分な施策が展開できないのではないか。

- ① 国として提示する精神保健福祉施策の見直し後の全体像としては、資料4の1頁に示すようなものでよいか。 → 資料4—1頁
- ② 都道府県単位で良質かつ効率的なサービスの提供を行うため、次のような仕組みについてどう考えるか。
- ・ 二次医療圏や保健所単位で、地域精神医療や福祉サービス等の社会資源に関する情報について、都道府県がまとめて利用者にわかりやすく公開する仕組み → 資料4—2頁
  - ・ 都道府県ごとに地域単位での福祉サービスの充実・強化等を円滑に行うため、介護保険事業計画のような、サービスの具体的な目標設定を示す計画を策定する仕組み → 資料4—3・4頁
- ③ 障害者基本法の改正で市町村障害者計画の策定が義務づけられたが、さらに精神障害者保健福祉に関する市町村の役割として、次のような仕組みについてどう考えるか。
- ・ 社会復帰施設の利用について、居宅生活支援事業（ホームヘルプサービス等）と同様、市町村が決定をする仕組み → 資料4—5頁
  - ・ サービス提供量に関し、介護保険事業計画のような、サービスの具体的な目標設定を示す計画を策定する仕組み → 資料4—6・7頁

## 2 評価・チェック体制

- 地域の福祉サービスについて、その機能を評価する仕組みが検討されるべきである。
- ・ 運営主体に関わらず、提供されるサービスを評価し、福祉サービスの質を担保していく仕組みが必要ではないか。

- ① 地域の福祉サービスの機能を評価する仕組みとして、福祉サービスの第三者評価の仕組みを計画的に整備しているところであるが、今後、その評価結果をどのように活用していくべきか。 → 資料4—8～10頁、参考資料1
- ② 医療に係る報酬や運営費補助の仕組みにおいては、当該施設の機能の実績を評価の上、その評価結果を報酬等に反映しているものがあるが、このような仕組みをどのように社会復帰施設の報酬体系に取り入れるか。 → 資料4—11頁、参考資料2・3

### 3 新たな仕組みを支える人材の育成・確保

- ケアマネジメント体制等の確立に際して、資質の高い人材の育成方策を検討すべきである。
  - ・ 専門職においては、当事者が必要となる支援の内容を正しく認識するとともに、当事者と協調しながらケアマネジメントを行えるような人間関係を築けるなどの資質が求められるのではないか。
  - ・ 当事者同士の共通の経験を基盤とする対等な関係において、情報提供と傾聴を中心的に行うことも、当事者のエンパワメントにつながっていくのではないか。

① 第9回検討会で検討したケアマネジメントに従事する者として、相談支援事業者のスーパーバイズや危機介入的な専門性の高い案件への対応、あるいはソーシャルワーク的な業務や住宅入居支援等のサービス等、階層ごとの機能に応じ、どのような人材（実務経験、講習修了の有無等）が必要か。また、現状に加え、特別な養成システムが必要か。

→ 第9回資料5-4~6頁

② ケアマネジメント制度化に当たっては、階層ごとの機能に応じたケアガイドラインを作成・普及させる等の取組が必要ではないか。その場合、現行のケアガイドラインはどの階層の機能に該当するか。

→ 第9回資料5-3・4頁